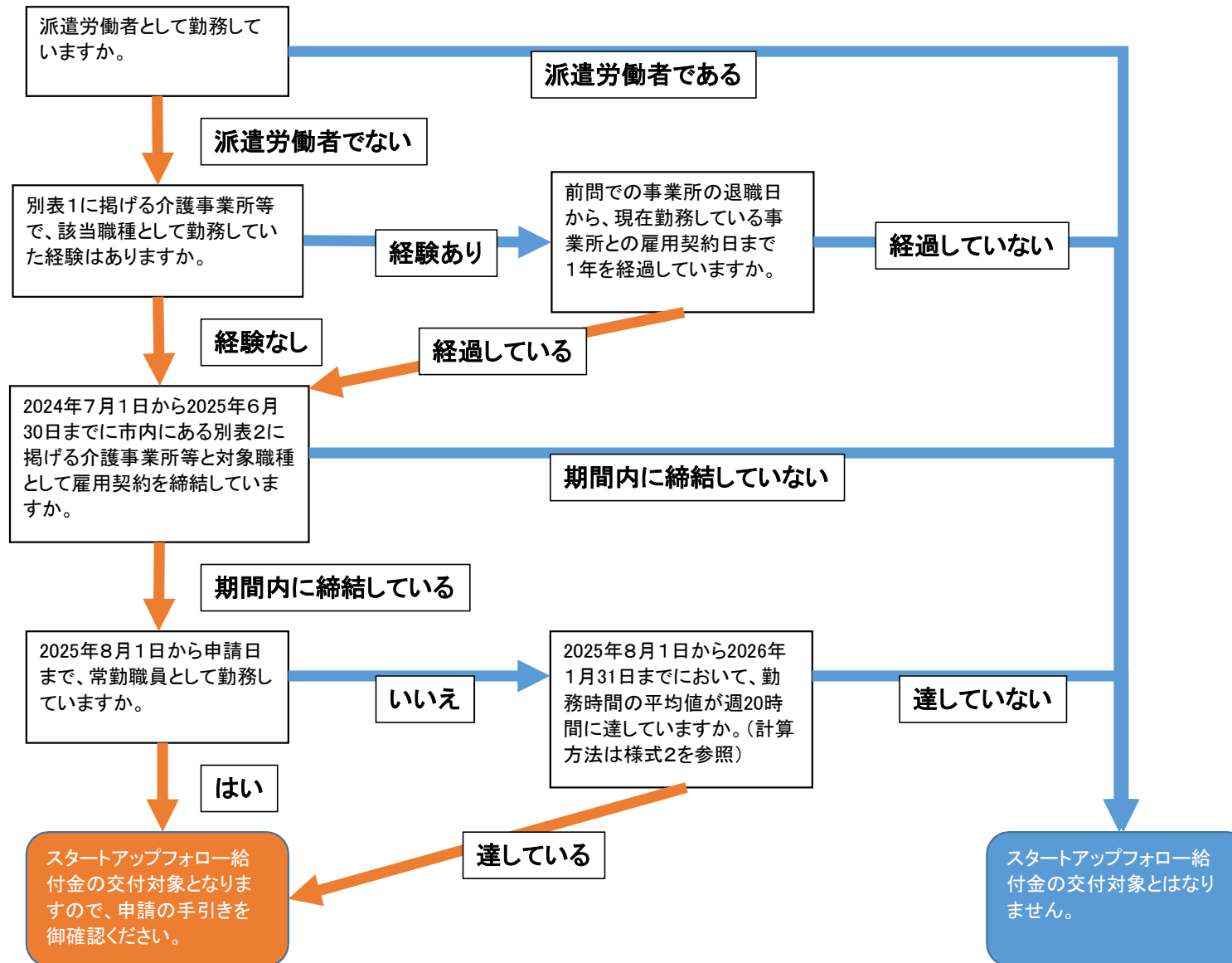


つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金
条件判定表(令和7年度)



別表1

※過去に下記事業所等にて該当職種として勤務していた場合、
退職から1年を経過していないと給付金の交付対象となりません。

(1)介護保険施設又は介護保険事業所

事業種別		該当職種
介護老人福祉施設	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員 介護従業者 小規模多機能型居宅介護従業者 看護小規模多機能型居宅介護従業者 看護職員 機能訓練指導員 生活相談員 支援相談員 訪問介護員 サービス提供責任者 介護支援専門員 計画作成担当者 代表者 管理者 医師 栄養士 薬剤師 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士
介護老人保健施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
介護療養型医療施設	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
訪問介護	居宅介護支援	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	
訪問看護	介護予防訪問看護	
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	
通所介護	介護予防通所リハビリテーション	
通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護	
短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護	
短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
特定施設入居者生活介護	介護予防福祉用具貸与	
福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	
特定福祉用具販売	介護予防認知症対応型通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防小規模多機能型居宅介護	
夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	介護予防支援	
認知症対応型通所介護	第1号訪問事業	
小規模多機能型居宅介護	第1号通所事業	
認知症対応型共同生活介護		

(2)障害福祉サービス事業所

事業種別		該当職種
居宅介護	就労移行支援	居宅介護等従事者 サービス管理責任者 サービス提供責任者 看護職員 生活支援員 職業指導員 就労支援員 代表者 管理者 医師 栄養士 薬剤師 作業療法士 理学療法士 言語聴覚士
重度訪問介護	就労継続支援	
同行援護	就労定着支援	
行動援護	自立生活援助	
療養介護	共同生活援助	
生活介護	特定相談支援事業	
短期入所	地域移行支援	
重度障害者等包括支援	地域定着支援	
施設入所支援	障害児相談支援	
自立訓練		

別表2

給付金を受け取るには、対象事業種別にて、対象職種として勤務していることが必要です。

※(1)～(3)の区分に応じて、対象職種が異なります。

(1)介護老人福祉施設又は対象介護保険事業所の一部

対象事業種別		対象職種
介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護職員 介護従業者 小規模多機能型居宅介護従業者 看護小規模多機能型居宅介護従業者 看護職員 機能訓練指導員 生活相談員 支援相談員 訪問介護員 サービス提供責任者 介護支援専門員 計画作成担当者 オペレーター オペレーションセンター従業者
訪問介護	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
訪問入浴介護	居宅介護支援	
通所介護	介護予防訪問入浴介護	
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型通所介護	
夜間対応型訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	
認知症対応型通所介護	介護予防支援	
小規模多機能型居宅介護	第1号訪問事業	
認知症対応型共同生活介護	第1号通所事業	
地域密着型特定施設入居者生活介護		

(2)介護老人保健施設、介護医療院又は(1)以外の対象介護保険事業所

対象事業種別		対象職種
介護老人保健施設	短期入所療養介護	介護職員 支援相談員 介護支援専門員
介護医療院	介護予防通所リハビリテーション	
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護	

(3)障害福祉サービス事業所

対象事業種別		対象職種
居宅介護	就労移行支援	居宅介護等従業者 サービス管理責任者 サービス提供責任者 看護職員 生活支援員 職業指導員 就労支援員 相談支援専門員 作業療法士 理学療法士
重度訪問介護	就労継続支援	
同行援護	就労定着支援	
行動援護	自立生活援助	
療養介護	共同生活援助	
生活介護	特定相談支援事業	
短期入所	地域移行支援	
重度障害者等包括支援	地域定着支援	
施設入所支援	障害児相談支援	
自立訓練		